

美唄市告示 第 80 号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)
第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工
作物(以下「建築物等」という。)について、その所有者又は管理者(以下「所有者等」と
いう。)を確知できないため、法第 14 条第 10 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 10 日

美 唄 市 長 桜 井



1 建築物等の所在地

美唄市大通西 1 条南 3 丁目 1815 番 60

2 建築物の家屋番号等

家屋番号 490 番の 18

用 途 併用住宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

延床面積 86.77 m²

3 所有者等に命じる必要な措置

建築物等について、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状
態であり、通行人等に対する危険性が高いことから、建築物等を除却するとともに、その
敷地に設置されている動産を搬出し適正に処理すること。

4 措置の期限

令和 5 年 10 月 24 日

5 美唄市長による措置

所有者等が上記 4 の期限までに上記 3 の措置を行わないときは、法第 14 条第 10 項の規
定により、市長又は市長が命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が上記
3 の措置を行う。

6 動産等の取扱い

市長等が上記 3 の措置を行うときは、建築物等及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について、権利等を主張しようとする者は、上記 4 の期限までに運び出し、又はその者を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知すること。

7 問合せ先

美唄市都市整備部都市建築課都市建築係

電話 0126-63-0139 FAX 0126-62-1088